

第3回水戸市総合企画審議会第1小委員会 会議録

1 附属機関の会議の名称

第3回水戸市総合企画審議会第1小委員会

2 開催日時

令和5年10月23日（月）午後2時～午後3時50分

3 開催場所

水戸市役所本庁舎4階 政策会議室

4 出席した者の氏名

(1) 委員

富田教代，袴塚孝雄，平松良崇，保立武憲，村井道男，横須賀聡子

(2) 執行機関

小林秀一郎，小川佐栄子，大信成人，川上悟，櫻井学，國井敦男，土屋勝，小林かおり，平澤健一，高橋慎一，三宅陽子，前田亨，堀江博之，大冢要之，関根豊，栗原政人，小田木健治，宮川孝光，小野瀬嘉行，宮川善行，須田秀人，深作毅史，徳田恭子，平野孝典，宮窪千恵

5 議題及び公開・非公開の別

(1) 水戸市第7次総合計画「素案」基本計画・各論について（公開）

(2) その他（公開）

6 非公開の理由

なし

7 傍聴人の数（公開した場合に限る。）

なし

8 会議資料の名称

第3回水戸市総合企画審議会第1小委員会 次第

水戸市第7次総合計画「素案」

参考資料1 水戸市総合企画審議会第1小委員会 開催日程及び説明者一覧表

参考資料2 第3回水戸市総合企画審議会第1小委員会 委員からの質疑等について

9 発言の内容

【執行機関】ただいまから第3回水戸市総合企画審議会第1小委員会を開催させていただきます。本日は審議に当たりまして、説明者として関係部長，関係課長が出席しております。お手元に、

説明者一覧表をお配りしておりますので、御確認ください。それでは、委員長に議事の進行をお願いいたします。

【委員長】皆さんこんにちは。それでは議長を務めさせていただきますので、委員の皆様、よろしくをお願いいたします。議事に先立ちまして、本日、\_\_\_委員，\_\_\_委員，\_\_\_委員，\_\_\_委員から所用のため欠席との連絡を受けておりますので、御報告申し上げます。また、本日の会議録署名人につきましては、\_\_\_委員，\_\_\_委員をお願いいたします。

本日は、これまでに示された日程表のとおり、水戸市第7次総合計画「素案」基本計画・各論のうち、中項目3-1「健やかに暮らせる環境づくり」、中項目3-2「支えあい、助けあう社会の実現」を審議することといたします。よろしくをお願いいたします。それでは、本日の審議の進め方ではありますが、限られた時間の中で、各委員から御意見をいただくために、次第に記載のとおり時間配分を目安に進めてまいりたいと考えております。御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

はじめに、中項目3-1「健やかに暮らせる環境づくり」について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局説明)

【委員長】ただいまの説明についての御質問、御意見であります。前回と同様に小項目ごとに質疑等を進めてまいります。なお、事前に質疑等を御提出していただいた小項目3-2-2については、はじめに事前に御提出いただいた質疑等、その後、それ以外の質疑等という順で進めることといたしますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは小項目3-1-1について、質疑等がありましたら、御発言をお願いいたします。

【\_\_\_委員】医療や保健分野の専門家ではないので、教えていただきたいと思うのですが、WHOが示したウェルビーイングの項目について、体の健康、心の健康、社会的な健康という三つが挙がっていたと思うのですが、健やかに暮らせる環境づくりの中で、社会的な健康の視点は位置付けられているのでしょうか。

【執行機関】小項目3-1-1の施策については、国の指針や市民意向などを踏まえているものです。主体的に健康づくりに取り組むことは、引き続き、基本ではありますが、国においても、社会的な健康の質の向上や環境づくりなど、個人の健康を社会で支えることが、大変重要であるとされております。社会的な健康の視点は、施策全体に係るものでありますが、特に、主要事業「健康都市づくりの推進」について、健康づくりは社会全体で取り組むことが重要であるとの考えのもと位置付けているとともに、主要事業「日頃からの健康づくりの推進」として、大学、事業者との連携による健康づくりを位置付けているところです。

また、社会的な健康は、人とのつながりを大切にするという考えも重要であることから、こころの健康づくりとして、策定を進めている自殺対策計画において、社会とのつながりという視点を持って、様々な施策を位置付けてまいりたいと考えております。

【\_\_委員】こころの健康づくりという視点もそうありますが、相談以外にも、高齢者の健康寿命などは、地域でどれだけ関わる人がいるか、つながりがあるかなどがすごく大きく影響すると聞いています。そのことについて、計画に記載してあると、安心感もあり、社会的健康についても水戸市が取り組んでいることが見えやすくなるのではないかと思います。

【委員 長】その他に何か御意見ありますでしょうか。\_\_委員、お願いいたします。

【\_\_委員】目標指標「日頃から運動をする習慣がある市民の割合」について、目標値の40パーセントは高い水準ではないかと認識しています。そのような中で、水戸市には日頃から運動できる環境が少ないのではないかと認識です。東南アジアの公園などにおいて、高齢者が鉄棒をはじめとした器具を使って自主的に健康づくりをしている光景をテレビ等で見たことがあります。児童公園やその遊具などに高齢者が自主的に集まり、健康づくりに取り組めるような仕組み、環境づくりがあると良いのではないかと思います。また、運動という面で、スポーツを通じた健康づくりイベントなどを明確にした方が良いと思います。

【執行機関】健康都市宣言では、市民とともに取り組む元気な明日を目指す七つの取組の一つとして、運動・スポーツを通して、健やかな体づくりを進めることとしており、地域、市民、関係団体、行政が一体となって運動づくりに取り組んでまいりたいと考えております。また、社会が個人の健康づくりを応援する、支援することは大変重要であることから、運動しやすい環境の整備やスポーツの視点についても担当部署と連携しながら、力を入れて取り組んでまいりたいと考えております。

【委員 長】その他に何か御意見ありますでしょうか。\_\_委員、お願いいたします。

【\_\_委員】主要事業「デジタル技術を活用した健康づくり」の事業概要「事業者との連携による社会実験の実施」について、現時点で、どのようなことを考えているのでしょうか。

【執行機関】デジタル技術を活用した健康づくりにつきましては、現在も取組を進めているところです。成長分野であることから、これからの健康づくり、特に健康無関心層を含めた幅広い世代の方に有効でありますので、様々な形で取り組んでいきたいと考えております。事業者との連携による社会実験につきましては、水戸市を含めた県央地域9市町村で連携し、今年度は1月にアダストリアみとアリーナで開催される健康フェスティバルにおいて、アプリを活用した足の健康診断など二つの社会実験を実施する予定であります。今後も、こうした取組を含め、市民の健康づくりに資するデジタル技術の活用を十分に進めてまいりたいと考えております。

【委員 長】私からも一つお伺いします。四つの目標水準について、根拠になった調査はあるのでしょうか。

【執行機関】健康づくりにおいて、適正体重の維持、運動習慣づくり、がん検診の受診率向上は、

大変重要な指標になっております。まず一つ目の適正体重を維持している市民の割合については、国が令和元年度に 60.3 パーセント、本市は令和 4 年度末で 64.0 パーセントでありました。国については令和 14 年度に 66 パーセントを目標にしており、本市におきましては令和 15 年度において 70 パーセントと設定いたしました。次に、運動する習慣がある市民の割合については、国が令和元年度に 28.7 パーセント、本市は令和 4 年度末が 21.5 パーセントであり、国よりも数値が低いことから、今後力を入れていくべきであると考えております。国については令和 14 年度に 40 パーセントを目標にしており、本市においても令和 15 年度において 40 パーセントと設定いたしました。がん検診を受診している市民の割合につきましては、国の第四期がん対策推進基本計画において、令和 10 年度に 60 パーセントに引き上げるという目標を設定しております。本市におきましては令和 15 年度末に 65 パーセントを目指して、令和 10 年度においては 52 パーセントと設定したものです。続きまして、自殺死亡率については、国の自殺総合対策大綱において、平成 27 年と比べて 30 パーセント以上減少させることとしております。本市におきましては、平成 27 年の自殺死亡率が 16.1 となっており、令和 15 年までに 30 パーセント減少の自殺死亡率 11.2 を目標に設定したものです。

【委員 長】 その他の委員いかがでしょうか。それでは、続いて小項目 3-1-2 について、質疑等がありましたら御発言をお願いいたします。

【\_\_\_委員】 医療体制の確保については、本当に苦勞の多い事業であると思っています。医療体制を充実するとともに、その医療をどう利用するかという市民教育が必要なのではないかと思います。救急車の事業を考えても、どのように整備していくか、大幅に税収が上がるなど、潤沢に資金がある時代ではなくなると思うので、そのような点で市民教育の視点も必要なのではないかと思います。こどものいる家庭を対象に医療のかかり方といった講座を開催し、適切に医療を利用する、様子を見てもよいところは様子を見るという判断の仕方について説明している方もいるので、適切に医療を利用するというこゝもあわせて、提示するとよいのではないかと思います。

【執行機関】 緊急診療体制の充実を図っていく上では、緊急診療の医療を受ける市民の適正な受診は当然必要でありますので、県央地域 9 市町村の広域連携事業として適正受診の啓発をしており、引き続き、実施してまいります。休日夜間緊急診療所の運営につきましても、9 市町村で連携して、運営を維持しているところであり、その中においても適正受診について呼びかけてまいります。

【\_\_\_委員】 適正受診の啓発は大事なことですが、市民の視点からすると、何が適正なのかがよく分からないというのが現実です。電話相談などで対応していると思いますが、もう一步踏み込み、こどもや高齢者等の医療を受ける機会の多い方がいる家族に、それらを学ぶ機会や情報を提供することもあわせて考えて欲しいと思います。小児科が子育て支援の場を担っているという声も聞かれるので、ぜひ検討してください。

【委員長】その他の委員いかがでしょうか。\_\_\_委員お願いいたします。

【\_\_\_委員】私も医療などの分野に明るくないので、単純に聞きたいというところなのですが、総合医療対策に満足している市民の割合については、がんや様々な病気に対して、ある程度受診ができるといったことに対する満足度であると認識しています。先ほどの水戸市の主要死因別割合で心臓の疾患という比較的重いものが死因になっているという話を受け、医療体制を維持、整備していくのが難しいという現況は非常に理解できます。また、在宅医療を担う医療機関をフォローするとともに、増やし、細やかな医療サービスを提供することは、非常によいと思いますが、死因の割合を考慮し、総合病院の医療の充実や高度医療等を推進するのではなく、在宅医療をフォローすることの理由についてお聞かせください。

また、医療だけに限らず、様々な分野で人口減少や働き方改革による人の数、医師の数というのはもう20年、30年ぐらいの見通しでずっと少ない状況が続きます。ますます厳しくなっていくと思います。そのような中で、医師修学資金貸与制度について、現況が6人で、それを18人、28人と増やしていくことは理解できるのですが、6人というのが多いのか少ないのか、もし少ないとすれば、何が原因で6人という数になっているのか。例えば金額が少ないのか、それともいざ働くときに環境が整っていないから、利用をしていないのかなど、理由をはっきりする必要があります。それを踏まえて、お金を増やしたり、病院を増やしたりしないと、この制度を利用する人が増えないという、その後のスキームに関わってくると思ったので、その点を伺いたいと思いました。

【執行機関】新たに前期計画において、在宅医療の推進を打ち出したのは、今後の人口推計を見ますと、高齢者人口が増え、医療需要も当然ながら増えていく中で、医療機関の受け入れ人数は限りがあること、医師も不足していくことを踏まえると、在宅で医療を受けられる環境の充実が重要であると考えているためです。委員の御意見のとおり、高度医療をはじめ、幅広い医療の部分についても、継続して強化をしていかななくてはならないと考えております。そのような中においても、今後の人口の推移を踏まえ、今回の計画において、在宅医療の推進に強く取り組んでいくことを示すという視点で在宅医療を打ち出したところであります。

また、医師修学資金貸与制度につきましては、令和元年度から開始した事業であり、毎年2人の募集をしているところであります。しかしながら、大学の入試で不合格となった場合など、利用者が1人となる年もあることから、令和4年度末時点で6人、現在では8人の利用となっており、今後も2人ずつ募集していきたいと考えております。その募集人数につきましては、政策医療である小児科、救急科、産婦人科医を目指す方を対象にしておりますことから、募集人数を多くすると、卒業年度が同じになった場合に、受け入れ病院の調整が難しくなることなどを総合的に勘案し、毎年2人に設定したところであります。

【委員長】その他、御質問いかがでしょうか。\_\_\_委員お願いいたします。

【\_\_\_委員】今の説明はよく分かりますが、医師不足を解消していかなければ、基幹医療がどうなるか、水戸の医療は変化してしまうと思います。そういった中で、後継者を育てていくこと

ためには、先進医療を勉強できるということも付随して動いていかないと、医師の卵が水戸で勉強して水戸に残りたいと思う環境がないわけです。ですから、その辺りの充実を図る必要があります。また、在宅医療については、医師の問題とあわせて、看護師の問題が大きくあると思います。医師だけでは、なかなかフォローしきれないということがありますから、常にそれを補完する訪問看護は、しっかり支えていかなければならない事業の一つだと思っています。在宅医療の中に、介護との連携は当然入っていますが、訪問看護が入っていないのはどうなのかという思いがあります。それから、今後の高齢者対応については、高齢者がどんどん増えるということを見ると、きめ細かく対応することは難しいということは実態としてよく分かります。ただ言えるのは小児、周産期医療について、県が県立こども病院等の議論を進めて、その行方によっては、水戸の周産期医療、小児医療が崩壊してしまう可能性があるということです。したがって、水戸の医療を守る、水戸医療圏を水戸が守るという気概の中での予算編成、計画、特に地方の公的な大きな病院と連携し、担ってもらおうというような体制をしっかりと確保していくことが、市民が安心して暮らせる医療体制の充実につながると思うので、十分御配慮いただいて、しっかり守っていただきたいと思っています。

**【委員長】** ありがとうございます。ただいまの御意見につきましては、事務局で十分検討いただきたいと思います。それでは、続きまして小項目3-1-3に移りたいと思います。質疑等がありましたら御発言をお願いいたします。

**【\_\_\_委員】** 健康づくりの中で、感染症予防が大きな課題であると思っています。その中で特に新型コロナウイルス感染症について市民の感染症に対する考え方が萎縮しているように思います。二類から五類に移行しましたが、いまだにこれに対する不信というか、地域での影響力があつて非常に市民生活を圧迫していると思います。予防体制のあり方も含めて、感染症に対する考え方の啓発をしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

**【委員長】** それではただいまの御意見につきましては、事務局で十分検討いただければと思います。その他、委員の皆様いかがでしょうか。私から質問ですけれども、食品衛生監視指導計画に基づく監視指導の実施について、詳細な説明をお願いいたします。

**【執行機関】** 食品衛生監視指導計画は、食品衛生法に基づく法定計画であり、各自治体において、地域の特性に応じた計画を策定しているところであります。具体的には、学校給食など大量に食料を提供する大量調理施設については、年に1回、保健所で監視指導を行うことのほか、公設市場については、市内はもとより、関東地域に食品が広域的に流通することから、年12回の監視指導を行うことなどを定め、食の安全・安心の確保を図っております。加えて、市場に流通している食品について、食品衛生法上、規格基準が設けられておりますので、実際に食品がその状況にあるかについて、収去検査等も実施しております。その計画に基づいた実施結果が令和4年度については、コロナの影響を受けまして、実施率が65パーセントとなっております。

**【委員長】** ありがとうございます。その他の委員の皆様いかがでしょうか。それでは、小項

目3-1-4に移ります。質疑等がありましたら御発言をお願いいたします。\_\_\_\_委員お願いいたします。

【\_\_\_\_委員】動物愛護の意識の普及・啓発について、市内においても、独居の高齢者やいわゆる見守りが必要な高齢者世帯が増えており、住居施設によっては、ペット可というところもある中で、比較的課題になっているのが、その高齢者が施設に入居したり、独居のままお亡くなりになったりしたときに、心の安らぎとなっていたペットが取り残されてしまうことです。親子見学会の開催と小学校でのふれあいは、どちらかと言えば若い世代、若い時から啓発する目的であると思います。しかし、若い世代は仕事や子育てなどで時間が取れないという中で、ペットの飼育放棄やペットの飼育に率先して関わるといよりも、高齢者の飼育困難となった動物の数をどのように抑制し、ケアしていくかです。そこをケアすることで、殺処分数ゼロに寄与できると思っていますが、高齢者の動物の飼育に対する考えや検討していることがあれば、伺いたいと思います。

【執行機関】動物を飼育することは、ペットセラピーとして、非常に心に安らぎを与えるという事で、高齢者にも精神的な安らぎを与えるなど、非常によい効果を生み出しております。一方で、最後にペットが取り残される事例は問題であります。動物愛護センターにおいては、飼育が困難となった際には、引き取り義務があることから、やむを得ない場合については、センターで引き取りをしております。家族や親族等で引き取り、飼育ができないかなど、努力していただいた上で、どうしても身寄りがなく、飼育環境もない場合について、引き取りを行っているところであります。

【\_\_\_\_委員】今、説明があったように、高齢者にとってセラピーという意味でのペットの役割は非常に大きく、会話や表情が非常に明るくなるので、重要であると思います。その一方で、飼育困難となった動物の命の課題は、ずっと残っていくと思うので、意識の普及・啓発について、高齢者の部分は合致しないかもしれないですが、若い世代だけをフォローするのは違和感がありますので、検討していただきたいと思います。

【委員長】その他の委員の皆様いかがでしょうか。\_\_\_\_委員お願いいたします。

【\_\_\_\_委員】適正飼養の推進に含まれるかもしれませんが、動物の鳴き声や猫の屋外飼育などによる近所のトラブルはゼロではないかなと認識しています。動物セラピーや動物との共生は大事かもしれませんが、近所のトラブルへの対策が計画に見受けられません。そのような対策についてはどのように考えられているのか伺いたいです。

【執行機関】令和3年度において、犬の鳴き声や放し飼い等の苦情は約50件、猫による被害の苦情が約60件あったところです。苦情に対しては市が飼養者に指導を行っております。また、若い世代から現在、飼養している方等についても、適正飼養講習会やしつけ方教室等を開催しており、飼い主が自身で飼養している犬の鳴き声で困っている場合などもこのような機会を利用

し、適正飼養していただけるよう取り組んでいるところであります。

【委員 長】その他、委員の皆様いかがでしょうか。\_\_\_\_委員お願いいたします。

【\_\_\_\_委員】特定動物については、届け出等が必要だと思いますが、市で管理しているでしょうか。また、親子見学会や小学校での触れ合いなどで、犬猫以外の様々な動物との触れ合いの機会を設けるのもよいと思います。届け出が必要な動物以外のうさぎなどの小さな動物等に触れてもらう場というのもよいと思いますが、どのように考えていますか。

【執行機関】特定動物については、ライオンや熊など危険な動物であり、許可が必要となっております。現在は、法律が改正されまして、一個人は飼養できなくなっております。また、特定動物に関しましては、県の事務となっております。市内に特定動物を飼養している方がいる場合についても、県が指導を行っております。ふれあい教室等については、現在は、こどもたちが犬に触れたり、心臓の音を聞いたりして学んでいるところですが、\_\_\_\_委員の御指摘のとおり、他の動物を活用することも考えてまいります。

【\_\_\_\_委員】特定動物は県の事務であり、市で把握していないのは、市民の視点では、十分でないように感じるのではないかと思います。特に危険動物を飼育している人の把握は、県と連携して取り組む必要があるのではないかと感じました。また、その他の動物との触れ合いという点では、様々な動物を扱う事業者と連携して動物と触れ合えるといいのかなと思います。

【委員 長】ただいまの御意見については事務局で十分検討をお願いしたいと思います。ありがとうございました。それでは、中項目3-1「健やかに暮らせる環境づくり」については、本日の各委員からの御意見について、内部で検討し、修正を含めて対応していただきたいと思っております。

次は、中項目3-2「支えあい、助けあう社会の実現」についてですが、説明者の入れ替えがありますので、10分間の休憩を挟みます。休憩後は、15時から再開しますのでよろしく願いいたします。

(休憩)

【委員 長】それでは再開いたします。中項目3-2「支えあい、助けあう社会の実現」について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局説明)

【委員 長】それでは、小項目ごとに検討してまいります。ただいまの説明に関する御質問、御意見といたしまして、はじめに小項目3-2-1について質疑等がありましたら御発言をお願いいたします。



【\_\_\_委員】包括的な支援体制を構築するため、属性を問わない相談支援とありますが、この属性とは何を包含している言葉ですか。

【執行機関】属性につきましては、例えば子育て、高齢者、障害者、生活困窮世帯などでの区切りとなっております。

【\_\_\_委員】血族などといった意味ではないということで理解いたしました。

【委員長】その他、ございますでしょうか。\_\_\_委員お願いいたします。

【\_\_\_委員】コミュニティ活動、つまり、市民の手助けによって事業を推進するということが、市民の地域離れが非常に進んでいます。そのような中、地域とコミュニティとの連携をどのように図っていくかが大きな課題であると思います。また、社会福祉施設等の適正な運営の促進が位置付けられ、一般検査や実地指導、立入調査を実施していくとのことですが、あえて計画に明記するということは、今何か、問題を抱えているということになるのでしょうか。

【執行機関】地域コミュニティについて、\_\_\_委員からも御指摘がありましたとおり、地域、住民同士のつながりが希薄化していることは、市としても重大な問題であると認識しております。市民の意識の向上を図っていくため、現在は、地域の方や各団体、社会福祉法人などと連携した取組として、地域いきいきコミュニティトークや生活支援体制整備事業において、その地域の課題等について話し合い、改善策を協議しているところであります。また、社会福祉施設等の適正な運営の促進につきましては、社会福祉法人等に対する一般検査のほか、有料老人ホーム等の各施設に対する実地指導について記載しているところです。実地指導等は、法律等で検査の周期が決まっており、利用者が適正なサービスを受けられること、サービスを提供する事業者についても健全で安定的な経営を保持できることを目的に実施しているところでございます。

【\_\_\_委員】実地指導等については、これまでも実施している事業であり、あえて主要事業に位置付けることで、新たな監査等があるのかという印象を与えます。それにより、事業者が畏縮したりしないようにしないといけません。サービスを提供する事業者は、何か問題があるのかと思ったり、新たな監査等を取り入れないと、しっかりとした事業運営ができない団体であるという印象を市民に与えたりするので、十分に配慮していただきたいです。

また、ボランティアの登録者数について、個人と団体があり、認知症サポーターについても1万8,000人とあるが、これらはラップしていないのでしょうか。認知症サポーターについて、期間目標が3万3,900人となっており、現況値の約2倍となるので大変な作業であると思います。人手や労働人口が減少する、そのような環境の中で、サポーターを増やすということで、しっかり見据えて計画を立て、最終的な目標達成ができるようにしていただきたいです。

【委員 長】ただいまの御意見につきましては事務局で十分検討をお願いしたいと思います。その他、委員の皆様いかがでしょうか。\_\_\_委員お願いします。

【\_\_\_委員】「地域の支えあい、助けあいの推進」、「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり」については、特に超高齢、人口減少社会にとって、極めて重要なテーマであると思っています。したがって、これに取り組むことは、大いに賛成ですが、もう一つ大事なことは、一つ一つの項目を推進するというを羅列しても、そういった空気が生まれるかどうか、その機運を醸成していくために何をすることが極めて大事であると思っています。そういった機運の醸成ということについて、真剣に取り組んでいただけたらありがたいと思います。

【委員 長】ただいまの御意見につきましては事務局で十分検討をお願いしたいと思います。その他、委員の皆様いかがでしょうか。\_\_\_委員お願いします。

【\_\_\_委員】地域住民、NPO、事業者との連携によるコミュニティの活性化を進めるに当たっては、それらをつなぐ人が必要ではないかと思っています。コミュニティワーカーやコミュニティソーシャルワーカーなどを確保することなしに、実現できないのではないかと考えているのですが、コミュニティソーシャルワーカーなどの配置については考えていないのでしょうか。子育て世帯、障害がある方など様々な方を想定していると思うので、専門性のある方が重要であると思っています。

【執行機関】\_\_\_委員からお話がありましたとおり、それぞれの連携でコミュニティの活性化ということが大変重要ですので、各分野の方をつなぐ支援員やコーディネーターなどの必要性については、認識しているところであります。今後、どのように取り組んでいくかなどにつきまして、検討してまいります。

【\_\_\_委員】神奈川のコミュニティワーカーの活動等を学んできて、苦労しているのは、コミュニティワーカーたちがいかにその地域をつなげていくかです。多様な価値感を持った人たちが集まって、その自治会を今までの体制でまとめていくということは本当に困難な状況であると思うので、ぜひ御検討いただけるとうれしいです。

【委員 長】ただいまの御意見につきましては事務局で十分検討をお願いしたいと思います。その他、委員の皆様いかがでしょうか。それでは、小項目3-2-2に移ります。本日御欠席であります\_\_\_委員から、参考資料のとおり、事前に質問を御提出いただいております。質疑等に対する回答を説明者からお願いいたします。

【執行機関】（参考資料2 1ページ 番号1について説明）

\_\_\_委員からの145ページに記載の取組の方向「健康づくり、生きがいを進めます」に関する質疑についてお答えいたします。元気な高齢者には、労働も含めた様々な場面で担い手として活動いただきたいという考えから、事業概要に「アクティブシニアが活動しやすい環

境づくり」という項目を設定しておりますが、今回の御意見を踏まえまして、事業概要への就労支援の位置付けについて今後、検討してまいります。

事務局から、あわせて補足させていただきます。88 ページをお願いいたします。誰もが生き生きと働ける環境づくりということで、就労に係る部分でございます。主要事業「誰もが働きやすい環境づくり」の事業概要として、シニア世代、障害者等の就労支援を位置付けております。計画全体の位置付けがあるのかという御質問もありましたが、考え方といたしまして、こちらに位置付けております。そして、先ほどのアクティブシニアの項目に、どのような形で位置付けることができるかにつきましては、これらの表現を参照しながら、検討してまいります。

【委員 長】その他、委員の皆様いかがでしょうか。\_\_\_委員お願いいたします。

【\_\_\_委員】水戸市わくわくプロジェクトにおいて、そのような活動があったと思いますが、ボランティアと就労の線引きがあいまいな活動の仕方の手引きがあってもよいのではないかと感じています。水戸市とNPOの協働の取組を広げれば、できるのではないかと思います。働ける人は働くけれども、働かなくてもそれに関わるようなボランティアにつながっていくという動きが出てきていると思うので、そのような活動を広げていけたらいいと思います。

【委員 長】ただいまの御意見につきましては、事務局の方で十分検討いただきたいと思います。それでは、次の小項目3-2-3に移ります。委員の皆様におかれましては質疑等ありましたら御発言をお願いいたします。私から一つ伺いいたします。

目標指標の「地域自立支援協議会における障害者の雇用促進に係る協議の実施」について、現況と目標値ともに10回となっているが、10回が実施できる最大数であるということなのでしょうか。

【執行機関】協議会については、おおむね月1回、定期的で開催しているところであります。この10回の開催の中で、様々なセミナーなどを実施しております。協議会は障害福祉サービス事業所の方などが構成員となっており、事業所での業務の時間を割いて参加されております。このため、回数につきましては、構成員等と協議した結果、現状の協議の回数を維持していくことがよいとの意見も出たことから、構成員の意見を尊重し、目標値を設定したところであります。

【委員 長】障害福祉等サービスの利用者数の推移について、障害児が微増となっているが、これは障害児が全体的に増えているのか、あるいは、利用が増えているということなのでしょうか。

【執行機関】身体障害者手帳、療育手帳など各種障害者手帳の所持者だけでなく、医師から支援が必要だという意見等があった場合には、広く障害児として捉えることとなっていることから、実態として、手帳を所持している児童よりも、範囲が広くあると思っております。障害児自体

が増えているのか、データを持ち合わせてございませんので、障害福祉サービスを利用する人が増えているという理解でございます。

【委員長】少子化が進んでいるが、障害児が増えているということを様々なところで聞いておりましたので、確認させていただきました。ありがとうございました。その他委員の皆様いかがでしょうか。\_\_\_委員お願いいたします。

【\_\_\_委員】県内民間事業者における実雇用率の推移について、これはあくまでも民間という理解でよいのでしょうか。

【執行機関】各都道府県の労働局の方で発表されている数値に基づいて、掲げているものであり、実雇用率については、民間の事業所に限った数字でございます。

【\_\_\_委員】水戸市役所の実雇用率というのはどういう状況なのでしょうか。

【執行機関】誠に申し訳ございません。ただいまその数字について持ち合わせてございませんが、水戸市役所については、法定雇用率を達成しております。例えば教育委員会など、その部門ごとに、障害者雇用率が設定されておりますが、手元ございませんので、後ほど、御回答させていただきます。

【\_\_\_委員】目標を達成しているとのことですが、目標値はいくつなのでしょうか。

【執行機関】公共部門ですと、現在 2.4 パーセントとなっております。

【\_\_\_委員】障害者・障害児の支援等の充実について、関連する家族などの支援は含まれていないという理解でよろしいでしょうか。

【執行機関】障害者・障害児支援を実施するに当たっては、当事者である御本人の意思を優先して確認し、サービス等の提供を行っておりますが、同居する家族の介護力なども踏まえて、サービスの内容が変わることもございます。前期基本計画には明示しておりませんが、障害者・障害児に対する支援は家族や関係者の方への支援にもつながっているものと考えております。

【\_\_\_委員】障害児について、学校や教育関連について、147、148 ページで読み取れる部分がありますか。

【執行機関】小項目 3-2-3 においては、学校の場合での支援については位置付けてございません。

【\_\_\_委員】主に生活面の支援ということで承知しました。

【執行機関】事務局から、今の御質問に対して、補足させていただきます。学校、教育につきましては、78 ページ、小項目 1-2-1 「一人一人の個性を伸ばす教育の推進」の主要事業「一人一人の教育的ニーズを踏まえた特別支援教育の充実」において、障害児への教育に関する内容を位置付けているところであります。

【委員長】それでは小項目 3-2-4 に移ります。質疑等ありましたら御発言をお願いいたします。

【\_\_委員】特定健康診査受診率について、現況が 26.3 パーセントという中で目標値が 60 パーセントというのは、非常にレベルの高い目標値を設定したと感じます。この目標を達成するためには、市民センターをはじめ、地域コミュニティの方々にも協力をいただいて人を集めない、難しい状況であると思いますが、現在、どのような手法を考えているのでしょうか。

また、こどもの学習・生活支援の参加者について、現在、対象者は何人程度なのでしょうか。さらに、目標値は対象者のうち、何パーセントの参加を目標にしているのでしょうか。負の連鎖を防ぐとすれば、高いレベルの目標を立てなければ、市民の生活向上、次世代の生活の改善につながらないと思いますが、どのように考えていますか。

【執行機関】受診率の向上の取組につきましては、医師会をはじめ、関係団体の御協力をいただきながら、様々に推進しているところであります。特に受診勧奨、無料クーポンをはじめとした検診のきっかけづくり、土日夜間検診の実施など、検診を受けやすい環境づくりを三つの柱として、受診率向上に取り組んでおります。しかしながら、\_\_委員の御指摘のとおり、受診率が低迷しており、その結果を重く受け止めているところであります。今後とも、これまでの取組の充実に加えまして、委員の御提案の市民センターでの検診を検討するなど、新たな強化策などを盛り込み、より一層、地域や関係団体と連携を密にしながら、事業を実施してまいります。

こどもの学習・生活支援については、その対象者は、783 人でございます。利用登録している人数は 126 人となっており、対象者のうち、16 パーセントが利用している状況であります。また、目標値については、1 年間当たりの参加者数の延べ人数となっております。設定に当たっては、令和 4 年度の実績から、1 会場当たり 10 人といたしました。

【\_\_委員】対象者が 783 人という中で、783 人が 12 か月参加するとしてこのような数字にはならないと思います。参加してもらうには、学校との連携は不可欠であります。令和 10 年度末が 3,200 人で、15 年度末も 3,200 人では、この間に何も努力しないように見えてしまいます。できることならば、学校との連携を深めて、783 人の全てではなくても、70 パーセント、80 パーセントの人が、ここに来て勉強して、将来、様々な目的に向かって働いてもらう。そうすることで、次の世代の生活保護からの脱却につながるの、この目標は頑張っていたいただきたいなと思っています。

【委員 長】ただいまの御意見について、事務局で十分検討していただきたいと思います。\_\_\_委員お願いします。

【\_\_\_委員】貧困世帯の方と関わっている経験から、貧困世帯はお金の管理や家事などの生活スキルが低いと感じています。貧困の連鎖を止めることを考えると、生活スキルを獲得することがとても大事なのではないかと思います。お金の管理とある程度の家事ができる力が必要であると思っており、一方で学習支援は本当に必要なか疑問に感じます。学習支援を充実しなければならないということは、義務教育の敗北だと思います。義務教育は全てのこどもたちが、社会で生きていく力をつけるためにあると思うので、文部科学省の指導要領があり、難しいかもしれませんが、義務教育の9年間の中で最低限どの程度の力をつければよいのかという検討も含めて、学校教育の中で取り組んでいくべきであります。そうすれば、こどもたちが学習支援に通っている時間に他の経験ができるかもしれません。貧困世帯の問題は学力だけではなく、経験の貧困とも言われ、人とつながることのできる貴重な時間を学習支援が奪うことになるかもしれません。福祉の視点と教育の視点は違うのかもしれませんが、市町村は貧困世帯のこどもと関わる場所です。教育分野との連携も図りながら、学校教育の中で社会で生きていく力をつけることができれば、学習支援は10年後にはゼロになり、全てのこどもたちに学力がついている方がよいと思います。ですから、ニーズからの数値目標ではなくて、どういう姿が未来の水戸にとってよいのかという検討をしていただきたいです。

【委員 長】ただいまの御意見について、事務局で十分検討していただきたいと思います。\_\_\_委員お願いします。

【\_\_\_委員】学習・生活支援事業について、少し誤解があるかもしれません。現在、小学4年生から中学生までの180人程度が登録しており、その180人が複数の会場に分かれて参加している状況です。例えば、小学6年生になっても、小学3年生ぐらいのレベルの教育しか進んでない児童、進学したい学校があり、塾に通うことを希望しても制限される中学生がいます。そういう現実をしっかりと捉えて、水戸市としては、学習支援をしている、そういうことだろうと思っています。6年生であっても、6年生のレベルの学習ができないこどもをどのように支援するかということは、ただ勉強を教えるということではなく、教える人とこどもの信頼関係もないとできないことでもあります。会場から出ていってしまったり、他の参加者の邪魔をしたりするこどももいますが、それらを一つ一つ克服しながら、学習支援を行っていくと、中学校を卒業して、希望の学校に入れたというときなどに、支援員に感謝の手紙が届くということも見ているので、学習・生活支援事業はしっかりと行われていることを御理解いただきたいと思います。

【委員 長】やはり貧困からの脱却、勉強ということですね。ありがとうございます。他の皆さんいかがでしょうか。\_\_\_委員お願いいたします。

【\_\_\_委員】生活困窮者等の自立支援について、主要事業「適正保護の推進」、「自立支援の充実」の事業主体が市のみとなっているが、どのように整理していますか。例えば、就労支援の推進であれば、事業者も関連すると思いますし、自立支援の家計改善支援についても、例えば金融機関との連携などもあるのではないかと思います、事業者と連携した方が市のみで実施するより、よいのではないのでしょうか。

【執行機関】\_\_\_委員の御意見につきましては検討させていただきたいと思います。現状について説明させていただきますと、実施主体につきましては、就労支援については、生活福祉課に就労相談員がおり、就労指導にあたっているものでございます。家計改善支援、就労準備支援、学習支援については、社会福祉協議会に委託して実施しているところです。

【委員長】ただいまの御意見につきましても、事務局で十分御検討させていただきたいと思います。その他いかがでしょうか。\_\_\_委員お願いします。

【\_\_\_委員】どの項目に当てはまるのか分からないのですが、今、富山型支援と言われる小規模多機能、高齢者、障害者、学校に行けないこどもも来ることができる場づくりが広がってきていると思います。小さな取組になると思うので、何らかの支援がないと動かないかなと思いますが、障害などの課題別に分けない小規模多機能な取組を小さな家や空き家、空き店舗を活用するなどして行っています。実際に取組を見てみると、障害がある方も生き生きしているとともに、こども食堂をその小規模多機能施設が運営し、90歳以上の高齢者が配膳をして働いていました。そのような姿を見ると、もっと包括的に福祉を見ていくことも、検討していただきたいと思います。こども食堂の隣にベッドがあって疲れたらちょっと横になれるなど、こどもから高齢者まで、いろいろな方がその方の力で関わられるような場づくりは地方都市ならではの取組になるのではないかと考えています。そういう視点を御検討いただきたいです。

【委員長】ただいまの御意見につきましても、事務局で十分御検討させていただきたいと思います。それでは中項目3-2「支えあい、助けあう社会の実現」については、本日の各委員会、委員からの御意見について、内部で検討し、修正も含めて、対応していただければと思います。

【委員長】最後に議事の(2)その他について、何か事務局からありますでしょうか。

(事務局から次回日程等について説明)

【委員長】以上で本日の議事は終了いたしました。円滑な議事の進行に御協力いただき、本当にありがとうございました。進行を事務局に戻します。

【執行機関】以上をもちまして、第3回水戸市総合企画審議会第1小委員会を終了いたします。長時間にわたり御審議いただき、誠にありがとうございました。

